



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

「育児・介護」に関する制度の利用実績

◆制度によって利用実績にバラツキ

厚生労働省が発表した、(1) 育児休業制度、(2) 短時間勤務制度、(3) 所定外労働の免除、(4) 子の看護休暇制度、(5) 介護休業制度、(6) 介護休暇制度に関する利用実績(平成 23 年 4 月 1 日から 12 月 31 日まで)の調査結果によると、正社員による (1) の利用実績は 5 割以上で、非正社員でも 201~300 人規模の企業では 2 割を超えました。

しかし、その他の制度については、(2) 短時間勤務制度の利用実績が 201~300 人規模の企業の正社員で約 45%、(3) ~ (6) はいずれも「利用者はいない」の回答が 50%を上回る結果となり、制度によって利用実績にバラつきがあることが明らかになりました。

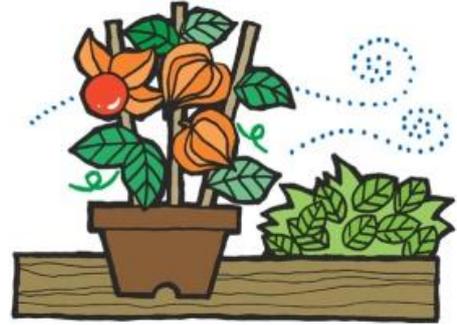
◆正社員男性は「子の看護休暇制度」の利用が多い

正社員の男性の利用実績に着目すると、101~200 人規模の企業において (4) 子の看護休暇制度の利用実績が 4.6%、201~300 人規模では 9.0%と、いずれも (1) 育児休業制度の利用実績を上回る結果となっています。

非正規社員の男性については、(1) ~ (6) のいずれについても 1%を下回る結果となっていますが、(4) については 101~200 人規模の企業で 0.2%、201~300 人規模の企業で 0.9%と、(1)・(2) の 0%よりは利用されていました。

◆介護に関する制度の利用実績は総じて低い

今回の調査では、201~300 人規模の企業における女性正社員の (1) 育児休業制度の利用実績が 80.0%と最も多い結果となりましたが、同規模の女性正社員と比較しても (5) 介護休業制度は 6.1%、(6) 介護休暇制度は 5.5%と大きな開きがありました。



(5)・(6) については「対象者がいない」と回答している企業が 2 割を超え、育児に関する制度よりも対象者・利用者ともに少なくなっていることも原因と考えられますが、約半数の企業が「利用者はいない」と回答していることから、利用が進んでいないとも考えられます。

今こそ必要な「旅費規程」の見直しと経費節減策

◆財務省主導による調査の結果

財務省から、「民間企業の旅費に関する実態調査」(調査対象 3,500 社、回答 540 社)の結果が発表されています(調査実施は株式会社リサーチアンドソリューション)。

この内容は、出張が多く経費がかさみがちな企業にとっては、非常に参考になるものでしょう。

◆「旅費規程」の具体的な見直し内容

この調査結果によれば、「過去に旅費規程の見直しを実施した」企業は 8 割強で、大幅な見直しを実施していない企業は 18.0%に過ぎませんでした。

平成 23 年度調査における「旅費規程」の見直し内容で、約 15%以上の企業が実施している内容は

次の8項目でした。

- (1) 手続き、精算方法の簡素化 (25.0%)
- (2) ディスカウント・チケット等の利用 (19.3%)
- (3) 手続き、精算方法の厳格化 (17.6%)
- (4) 距離区分・地域区分の見直し (17.0%)
- (5) 出張事前承認・承認の厳格化 (15.9%)
- (6) 日当の引下げ (15.4%)
- (7) 職階区分の見直し (14.6%)
- (8) 宿泊料の実費支給化 (14.6%)

◆具体的な経費節減策

また、出張関連の経費節減策として、下記の内容を実施している企業が多いようです。出張旅費が増加傾向にある企業にとっては経費節減のヒントとなるでしょう。

- ・出張件数の削減（必要な出張のみ実施、事前承認の厳格化、テレビ会議システムの導入）
- ・出張内容の短縮、小規模化
- ・「宿泊出張」から「日帰り出張」への変更
- ・各種割引運賃、パック商品、コーポレートカードの利用
- ・旅行代理店との契約
- ・会社でのマイレージの管理

9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

【算定基礎届の提出により

社会保険料が変更になります。】

4月から6月に支払われた給料で算定基礎届を行っておりますが、その結果により、9月1日からの社会保険料が変更となります。

9月1日からなので、一般的な翌月徴収の場合、徴収額の変更は10月支払分からとなります。

また、4月もしくは5月に昇降給があり、社会保険の料額表で2等級以上の差が生じている場合には“月額変更届”の手続きを行っており、7月1日(8月支払分)からの変更、もしくは8月1日(9月支払分)からの変更となる方もいらっしゃいますのでご注意ください。

みなさんは、夏休みなどを利用し、どこかへ行かれましたか？

我が家では、富士急ハイランドへ行ってきました。山の景色が好きな私は、明け方の高速道路を走り、とてもきれいな景色を見ながらドライブ気分も味わえてとてもよかったです。人それぞれ性格が違うように、同じ家族でも好きなものや苦手なものが全く異なっています。絶叫系が苦手な長男と私…。一度乗るとこりごり。乗れるものは限定されていますが、大興奮で嬉しそうに乗る二男…。「ワイルドだぜ～」のすぎちゃんに似ている長女は中身もワイルドで、一歳半の身ながら、ロープでできた壁2メートルくらいをよじ登っていました。びっくり!(^^)!

一番の目的であったトーマスランドでは、トーマス大好きっ子の三男は少し遊んで寝入ってしまい、ほとんど遊ばせませんでした。ちびっこにも色々楽しめる乗り物がたくさんありましたよ。

(沼)